

○遠賀町障害児放課後等対策事業実施規則

平成17年4月1日規則第12号

改正

平成19年5月28日規則第28号

平成20年3月25日規則第15号

平成22年9月6日規則第22号

平成27年2月27日規則第5号

遠賀町障害児放課後等対策事業実施規則

(目的)

第1条 この規則は、放課後等の障害児の健全な育成及びその保護者の養育負担の軽減を図るため、遠賀町障害児放課後等対策事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の実施)

第2条 この事業の実施主体は遠賀町とする。ただし、事業を効果的に運営するため、社会福祉法人等に事業の一部を委託（以下「受託事業者」という。）することができる。

(対象者)

第3条 事業の対象となる者は、町内に居住し、保護者が勤務等の事情により、放課後等保護者の養育を受けることができない者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、町長が特に必要と認めた者はその限りでない。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する特別支援学校に通学する児童又は生徒

(2) 法第81条第1項に規定する特別支援学級に通学する児童又は生徒

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 障害児の健康管理及び安全確保に関すること。

(2) 遊びを通しての障害児の社会性及び創造性の向上に関すること。

(3) その他障害児の健全育成上必要な活動に関すること。

(実施場所)

第5条 事業を実施する場所は、島門小学校内において行うものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、その場所を指定して実施することができる。

(定員)

第6条 事業の1日当たりの定員は、おおむね5人とする。

(実施時間)

第7条 事業の実施時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、変更することができる。

(1) 月曜日から金曜日までの放課後から午後6時まで

(2) 土曜日及び長期休暇日の午前8時から午後6時まで

(休業日)

第8条 事業の休業日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月4日

(4) 町長が特に必要と認める日

(費用)

第9条 事業を利用する者の保護者は、事業に係る費用の一部を負担するものとする。

2 負担金の額は、1日につき、別表の左欄に掲げる世帯の区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

(登録の申し込み)

第10条 事業を利用しようとする者の保護者（以下「申込者」という。）は、登録申込書を町長に提出しなければならない。

(登録の決定)

第11条 町長は、前条に規定する申込があった場合は、当該申込みの内容を審査の上、適当であると認めるときは、登録承認通知書により、その旨を申込者及び受託事業者に通知するものとする。

2 町長は、事業を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を承諾しないものとする。

(1) 入院治療が必要であると認められるとき。

(2) 感染性疾患を有し、他の者に感染させるおそれがあると認められるとき。

(登録の取消し)

第12条 町長は、前条第1項の規定により事業の登録の承諾を受けた者(以下「承諾者」という。)が、次のいずれかに該当するときは、利用の決定を取り消すものとする。

(1) 承諾者から辞退届が提出されたとき。

(2) その他町長が利用を不相当と認めるとき。

(実績報告)

第13条 受託事業者は、事業を実施したときは、当該実施日の属する月の翌月の10日までに、事業実績報告書により、町長に報告しなければならない。

2 受託事業者は、前項の事業実施報告書のほか、町長が求める事業に関する事項について、随時報告しなければならない。

3 町長は、必要に応じ、受託事業者に事業に関する事項について報告を求めることができる。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、事業開始の日については町長が別に定める。

附 則 (平成19年5月28日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月25日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年9月6日規則第22号)

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月27日規則第5号)

この規則は、平成27年3月1日から施行する。

別表

負担金

利用者の世帯の区分	1日あたりの利用時間	
	5時間以下	5時間を超え10時間以下
生活保護世帯	250円	500円
上記以外の世帯	500円	1,000円